

府中市納税通知書等作成・封入封緘業務
業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和9年度府中市固定資産税・都市計画税納税通知書等作成・封入封緘業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

令和9年度の納税通知書等の作成、封入封緘までの作業を、一括して外部委託することで、正確かつ効率的な業務を行うことを目的とする。

4. 納税通知書等情報及び共通事項

品名	納税通知書		課税明細書	窓あき封筒 (委託者が用意する)	チラシ (委託者が用意する)
	一般 コンビニ・ゆうちょ銀行 対応角公納付書一体型	口座			
予定 数量	13,000件	10,000件	10,000枚	① 235×120+35mm 22,000枚 ② 229×232+35mm 500枚	
寸法	27インチ	13.5インチ	4.5インチ	上記のとおり	
用紙	OCR72kg	OCR72kg	普通紙72kg	見本のとおり	普通紙70kg
その 他の 仕様	・公印の印影は等倍であること ・印字色、用紙枠色は見本のとおり ・文面、レイアウトは今後の税制改正等により変更の可能性がある ・印字・台紙テストは納税通知書、納付書、課税明細書の項目について実施する			グラシン窓①35×40mm②85×40mm 窓奥に印刷有 裏地紋 料金後納 郵便赤色印刷	両面カラー 2枚～3枚

※詳細印刷数量は契約締結後、別途通知する。

バーコード等印字テスト

受託者は、各帳票について、委託者が準備するテストデータを使用して印字から封入までのテストを行い、委託者の検査を受けるものとする。委託者の検査に合格しなかった場合は、再度テストを行うこととする。スケジュールについては、委託者と受託者が協議の上、決定する。

カスタマーバーコード読み取りテスト、OCR読み取りテスト、コンビニエンスストア用バーコードGS1-128（旧称：UCC/EAN-128）読み取りテスト並びに統一QR読み取りテスト（以下「バーコード等印刷テスト」という。）は委託者を通じて検証が完了するまで実施する。

バーコード等印刷テストに使用する印字データ（実データではないテスト用のダミーデータ）は、委託者より契約締結後に提供するので、それぞれ読み取りが可能となるように

調整・印字を行い納品すること。

印字は委託者が用意する印字データを使用し、文字位置、フォント、大きさ等が見本と完全に一致するように帳票を作成すること。

※バーコード等印刷テスト前に帳票認識の工程がある。帳票認識の検証が完了しなければ印字データの印刷テストを行えない。

※テスト時のプリンタと本番時のプリンタ及び検証完了後の印字設定は変更してはいけない。

5. データ形式及び受け渡し方法

(1) 受け渡しする印字データは全て PDF 形式とする。

(2) データの受け渡しに当たっては、LGWAN 回線での授受とする。ただし、LGWAN 回線等に対応していない場合は、受渡媒体は委託者が準備するパスワード・暗号化機能付ポータブル HDD を使用することとし、印字終了後、納品時に返却すること。

6. 封入封緘

(1) 受託者は委託者の用意した封筒を使用し、封入・封緘すること。

(2) 委託者が用意するチラシを納税通知書に同封すること。

(3) 異なる納税義務者の納税通知書等が混入することのないよう、細心の注意を払うこと。

7. 納品

(1) 納入期限

令和 9 年 3 月 19 日（金）午後 3 時

詳細日程は契約締結後、別途通知する。

(2) 納入場所

広島県府中市役所 税務課

〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地

Tel0847-44-9127 Fax0847-46-3450

(3) 成果物は本番用印字データが記録されている順に並べ、仕切り（委託者の用意する見出し）を差し込んで納品すること。なお、納品用の箱は、受託者において準備した郵便集荷用の箱を使用すること。

8. 個人情報保護

業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び関係法令の規定に基づき、適正な取扱い及び管理を行わなければならない。また、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークあるいは同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。

(2) 全ての作業については、原則として、同一事業所内で実施すること。

- (3) 上記で汚損及び破損した納税通知書等はシュレッダー等による処理を行わず、個人情報が出ないよう委託者に納品すること。
- (4) 本業務の委託期間中、委託者が必要に応じて行う事業所内への立ち入り検査に随時対応が可能なこと。

9. その他

- (1) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の内容を業務実施計画書に定め、委託者の承諾を得ること。また、受託者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。
- (2) 不測の事態が生じた場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。